

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p>【本編】</p> <p>II 組合監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-3 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>II-3-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(1) 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>① 経営陣は、<u>利用者等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべき</u>という原則（以下「Need to Know 原則」という。）を踏まえ、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、<u>業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立</u>（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、<u>内部規則の策定、組合グループ内の他の金融機関との連携等、内部管理態勢の整備</u>を図っているか。</p> <p>② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で研修等により役職員に周知徹底<u>を図っているか</u>。当該取扱基準は、利用者等に関する情報に関し、組合の内外、又は組合内の同一の部門内若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know 原則を踏まえたものとなっているか。また、当該情報の他者への伝達について</p>	<p>【本編】</p> <p>II 組合監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-3 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>II-3-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(1) 利用者等に関する情報管理態勢</p> <p>① 経営陣は、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、<u>適切性を確保するための組織体制の確立</u>（部門間における適切なけん制の確保を含む）、<u>内部規則の策定等、内部管理態勢の整備</u>を図っているか。</p> <p>② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で研修等により役職員に周知徹底<u>しているか</u>。特に、当該情報の他者への伝達については、<u>コンプライアンス</u>（利用者に対する守秘義務、説明責任）及び<u>レビューーション</u>の観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p>

改 正 後	現 行
<p>は、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（<u>アクセス権限を有する者の範囲がNeed to Know原則を逸脱したものとなること</u>や<u>アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等</u>）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の利用者等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、利用者等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該利用者等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。</p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。</p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に</p>	<p>③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（<u>アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等</u>）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の利用者等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、利用者等に関する情報の管理が適切に行なわれているかを検証できる体制となっているか。</p> <p>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p> <p>④ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</p> <p>また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に</p>

改 正 後	現 行
<p>向けた対策が講じられているか。<u>更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の未然防止のために必要な措置の検討を行っているか。</u></p> <p><u>利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。</u></p> <p>⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。<u>当該業務が組合グループ全体で統一的に行われている場合、組合グループ内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。</u></p> <p>また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止</p> <p>① <u>プライベート部門（事業部門のうち、恒常に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（事業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム</u></p>	<p>向けた対策が講じられているか。<u>さらには、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の未然防止のために必要な措置の検討を行っているか。</u></p> <p>⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。</p> <p>また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p>上の障壁をいう。以下同じ。) を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス(チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。)を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。</p> <p>(注)「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポートラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。</p> <p>② 役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、当該内部規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築している</p>	<p>① 役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。</p>

改 正 後	現 行
<p>か。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 法人関係情報を入手し得る立場にある組合の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-6 子会社等</p> <p>Ⅲ-4-6-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の留意事項</p> <p>組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付随・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりになっているか。</p> <p>① 業務の範囲については、子会社対象会社（漁協にあっては水協法第17条の14第1項（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）、信漁連にあっては水協法第87条の2第1項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 法人関係情報を入手し得る立場にある組合の役職員が当該法人関係情報に関する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。</p> <p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-6 子会社等</p> <p>Ⅲ-4-6-1 子会社等の業務の範囲</p> <p>子会社の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の留意事項</p> <p>組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付隨・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりになっているか。</p> <p>① 業務の範囲については、子会社対象会社（漁協にあっては水協法第17条の14第1項（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）、信漁連にあっては水協法第87条の2第1項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営</p>

改 正 後	現 行
<p>監督指針に定める子会社に関する規定を満たしているか。</p> <p><u>なお、水協法 87 条の 2 第 4 項に基づく子会社認可については、信用事業命令第 32 条第 2 項第 4 号において、信漁連の子会社等の収支が良好であり、当該認可後においても良好に推移することが見込まれることが求められているが、当該認可審査項目には、収支予想期間までは定められないことに鑑み、当該認可の申請に係る収支予想期間については、3 年以上とすることは差し支えない。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 地域活性化事業会社（水協法第 87 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 87 条の 3 第 4 項（水協法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する会社をいう。以下⑥において同じ。）について、組合からの事業内容の可否に係る事前相談については、信用事業命令第 37 条第 1 項第 2 号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に、単に合致しているかにより判断して差し支えない。</p> <p>⑥ 水協法改正（令和 3 年 11 月施行）により、水協法第 87 条の 2 第 1 項第 8 号が追加されたが、地域活性化事業会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</p>	<p>むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、監督指針に定める子会社に関する規定を満たしているか。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 水協法改正（令和 3 年 11 月施行）により、水協法第 87 条の 2 第 1 項第 8 号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、水協法第 87 条の 3 第 4 項（水協法第 100 条第 1 項において準用する場合も含む。）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</p>

改 正 後	現 行
<p>Ⅲ－4－6－5 信漁連とその証券子会社等の関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について</u></p> <p>① 意義</p> <p><u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号等に定める金融機関と証券会社間の情報授受規制（いわゆる銀証ファイアーウォール規制）は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、利用者情報の適切な保護等を確保する観点から、主に利用者の非公開情報等の共有禁止等を定めた規制である。銀証ファイアーウォール規制は、1993 年に銀行・証券の相互参入を解禁した際に措置されたものであるが、その後、累次にわたり、見直しが行われており、2022 年には、我が国資本市場の一層の機能発揮、利用者に対するより高度な金融サービスの提供の必要性、国際競争力強化、利用者の利便性向上等の観点から、上場会社等の一定の法人に係る非公開情報等を共有するに当たり、当該法人の同意を不要（ただし、当該法人からの共有の停止の求めには応じる必要がある。）とするなどの緩和が行われた。</u></p> <p><u>他方で、規制緩和により、優越的地位の濫用に繋がる可能性がある不適切な行為（注）が増大するおそれもあるとの指摘もあるところであり、こうした不適切な行為についても留意しつつ、組合及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が確保されることが重要である。</u></p>	<p>Ⅲ－4－6－5 信漁連とその証券子会社等の関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p>る。</p> <p>(参考)「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—」(2021年6月18日)</p> <p>(注)銀証連携の場面における優越的地位の濫用又はこれに繋がる可能性がある不適切な行為としては、例えば、以下のようないものが考えられるが、これらに限られるものではなく、組合のビジネスモデルの実態や、グループ内の他の金融機関の業態等に応じて異なり得ることに留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の引受等の金融取引において、グループ証券会社を利用し又はグループ証券会社のシェアを増加させなければ、今後の融資取引に影響がある旨に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙示を問わず、組合の役職員が利用者に対して不利益な取扱いの可能性を示唆してグループ証券会社との取引を要請する場合。 <p>② 着眼点</p> <p>利用者に対する優越的地位の濫用については、II-3-2-1-2(8)に加え、例えば、以下の点について、組合及びグループ内会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が構築されているか。</p> <p>イ. 経営陣が組合の優越的地位の濫用防止の重要性を認識し、グループ内の他の金融機関との連携等により、その実</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>既に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、優越的地位の不当な利用が疑われる事案のうち、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態勢となっており、優越的地位の濫用の防止態勢の構築については、経営陣が適切に関与しているか。</u></p> <p><u>ロ. 役職員の業績評価等について、優越的地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか。また、グループ証券会社との取引を前提としなければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど、業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった、優越的な地位の濫用を誘発しやすい収益上の構造がないか。</u></p> <p><u>ハ. 組合及びグループ会社の業務内容や市場における地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や組合に対する取引依存度等に基づき、取引先及び取引形態ごとに優越的地位の濫用が発生するリスクを評価しているか。また、このリスクに応じて、優越的地位の濫用を実効的に防止するための手続・遵守事項等が明確化されているか。なお、当該手続・遵守事項等は、業務内容や利用者との取引実態に応じて異なり得るが、例えば、以下のような措置が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・組合が利用者に対して、グループ証券会社の提供する商品又はサービス等に関する情報提供等を行う場合には、事前に、グループ証券会社との取引に応じなくとも、今後の組合との取引に影響を与えるものではない旨を明</u> 	

改 正 後	現 行
<p><u>確に説明する措置</u></p> <p><u>・優越的地位の濫用に関する事後的な検証が可能となるよう、利用者との応接録を適切に作成・保存する措置</u></p> <p><u>二. 役職員に対する研修・教育の実施等により、上記ハについての周知徹底が図られているか。</u></p> <p><u>ホ. 優越的地位の濫用の防止について、そのための措置を講じる責任を有する部署を事業部門から独立させて設置するなど、十分にけん制機能が発揮されるような体制が整備されているか。また、当該部署は、案件の重要性に応じて、上記ハの手続・遵守事項等が適切に遵守されているかの検証といった点について、適切な関与・管理をしているか。</u></p> <p><u>ヘ. 上記について、内部監査部門の体制は十分か。また、グループ間の監査が連携されているなど、グループベースでの一體的な管理がなされているか。</u></p> <p>③ <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p><u>なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第10号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第7条の4第3号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、金融庁監督局証券課及び証券取引等監視委員会と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。</u></p>	
<p>III-4-10 利用者等の利益の保護のための体制整備</p> <p>III-4-10-1 意義</p>	<p>III-4-10 利用者等の利益の保護のための体制整備</p> <p>III-4-10-1 意義</p>
<p>金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれがあつてきている。こうした状況を踏まえ、組合においても、利用者の利益が不当に害されることのないよう、組合及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。</p>	
<p>こうしたことから、水協法第11条の16に基づき、組合が自組合及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。</p>	

改 正 後	現 行
<p>利益相反の弊害は、組合の部門間、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等のいずれとの間でも起こりうる問題であり、組合グループ内において行う全ての業務に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件下で、非公開情報をその子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</p>	<p>利益相反の弊害は、組合の部門間、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等のいずれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件下で、非公開情報をその子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</p>
<p>したがって、より広範な業務を展開する組合にあっては、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、組合が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p>	<p>したがって、より広範な業務を展開する組合にあっては、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、組合が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</p>
<p>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等におけるレビューテーション・リスク（評価を低下させる風評など評判に関わるリスク全般）についても配慮する必要がある。</p>	<p>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等におけるレビューテーション・リスク（評価を低下させる風評など評判に関わるリスク全般）についても配慮する必要がある。</p>
<p>一方、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の中には、当該組合の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、組合が行う利益相</p>	<p>一方、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の中には、当該組合の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、組合が行う利益相</p>

改 正 後	現 行
<p>反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、組合が組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p>	<p>反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、組合が組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</p>
<p>III-4-10-2 主な着眼点</p>	<p>III-4-10-2 主な着眼点</p>
<p>(1) 利益相反のおそれのある取引の特定等</p> <p>① <u>利益相反を管理・統括する部署（以下「利益相反管理統括部署」という。）の関与のもと、利益相反のおそれのある取引（注）をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（注）2022年に、銀証ファイアーウォール規制の緩和が行われたことに伴い、利益相反管理を適切かつ厳格に行う必要があるところ、「利益相反のおそれのある取引」の具体的な例は、各組合のビジネスモデルの実態や、組合グループ内の他の金融機関の業態等に応じて適切に特定すべきことに留意する。また、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「IV-1-3 利益相反管理体制の整備（2）①」等も参照のうえ、組合グループ内の証券会社において特定・類型化されている利益相反のおそれのある取引と整合的な取り扱いとすることに留意する。</u></p> <p>② 利益相反を特定するプロセスは、組合や組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の業務</p>	<p>(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等</p> <p>① <u>利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p> <p>② 利益相反を特定するプロセスは、組合や組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の業務</p>

改 正 後	現 行
<p>内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</p> <p>また、<u>特定された利益相反のおそれのある取引について、新規の業務活動や法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</u></p> <p>(2) 利益相反管理の方法</p> <p>① <u>利益相反のおそれのある取引については、当該取引の遂行前に適切に特定することができる態勢となっているか。また、当該取引の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。なお、これらの管理方法の選択に際しては、利益相反管理統括部署の確認を受けるなど適切な管理方法を選択することができる態勢となっているか。</u></p> <p>イ 部門の分離（情報共有先の制限）</p> <p>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、<u>チャイニーズウォール（Ⅱ－3－2－3－2（3）①参照）</u>を構築する等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 利益相反事実の利用者等への開示</p> <p>利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む。）<u>等について、当該取引に係る契約を締結するまでに、明確かつ公正に、例えば書面等</u></p>	<p>内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</p> <p>また、新規の業務活動や法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</p> <p>(2) 利益相反管理の方法</p> <p>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせができる<u>体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。</u></p> <p>① 部門の分離（情報共有先の制限）</p> <p>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、<u>システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p>② （略）</p> <p>③ 利益相反事実の利用者等への開示</p> <p>利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む。）<u>等を明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で利用者等の同意を得るなど、利</u></p>

改 正 後	現 行
<p>の方法により開示した上で利用者等の同意を得るなど、利用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合したものとなっているか。</p> <p><u>二 情報を共有する者の監視</u></p> <p><u>情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した利益相反統括部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。</u></p> <p>(2) <u>組合及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、利益相反管理統括部署の関与のもと、必要な確認が図られる態勢となっているか。</u></p> <p>(3) <u>利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。また、利益相反のおそれのある取引の特定並びに利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。</u></p> <p>(3) <u>利益相反管理態勢等</u></p> <p>(1) <u>組合及びその子金融機関等の経営陣は、利益相反管理の重要性を認識し、組合グループ内の他の金融機関とも連携する等して、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な利益相反管理の方法の</u></p>	<p>用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合したものとなっているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>利益相反管理態勢等</u></p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。</u></p> <p>② <u>利益相反管理方針（信用事業命令第25条の3第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）を踏まえた業務運営の手続が書面等（内部規則を含む。）において明確化されているか。また、組合及びその子金融機関等の役職員に対し、利益相反管理方針及び当該手続きに関する研修・教育の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。</u></p> <p>③ <u>利益相反管理統括部署を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う態勢となっているか。</u></p> <p>④ <u>利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。</u></p> <p>⑤ <u>利益相反管理統括部署は、事業部門からの独立性を確保し、事業部門に対し十分なけん制を働かせているか。事業部門が利益相反管理業務に関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方針の決定に当たって利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。</u></p> <p>⑥ <u>(略)</u> (削る。)</p>	<p>(新設)</p> <p>① <u>利益相反を管理・統括する部署（以下、「利益相反管理統括部署」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。</u> (新設)</p> <p>② <u>利益相反管理統括部署は、事業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。</u></p> <p>③ <u>(略)</u></p> <p>④ <u>利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた内部規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益</u></p>

改 正 後	現 行
<p>⑦ 独立した内部監査部門において、<u>利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢</u>となっているか。組合グループ全体で統一的な利益相反管理が行われている場合、組合グループ内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。</p>	<p>相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。 (新設)</p>
<p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針には、<u>利益相反のある取引の類型、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反管理統括部署の職責及びその独立性並びに利益相反のある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲等</u>が明確化されているか。この場合において、<u>利益相反のある取引の類型、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか</u>。また、当該管理方針は、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。</p> <p>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、<u>利益相反のある取引の類型、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したもの</u>となっているか。また、公表方法は、</p>	<p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針には、<u>利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む。）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、管理対象の範囲等</u>が明確化されているか。また、当該管理方針は、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。</p> <p>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、<u>利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているもの</u>となっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して十分に伝わる方法とな</p>

改 正 後	現 行
<p>例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して十分に伝わる方法となっているか。</p>	<p>っているか。</p>
<p>III-4-11 金融機能強化法に関する留意事項</p>	<p>III-4-11 金融機能強化法に関する留意事項</p>
<p>III-4-11-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p>	<p>III-4-11-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 金融機能強化命令別紙様式第一号（記載上の注意）7. (1) 及び別紙様式第二号（記載上の注意）8. (1) に規定する「<u>経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標</u>」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業（個人事業者を含む。）」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p>	<p>III-4-11-1 金融機能強化命令別紙様式第一号（記載上の注意）7. (1) 及び別紙様式第二号（記載上の注意）8. (1) に規定する「<u>経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標</u>」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業（個人事業者を含む。）」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p>
<p>III-4-11-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>	<p>III-4-11-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>
<p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する監督上必要な措</p>	<p>金融機能強化法第11条及び第21条に規定する監督上必要な措</p>

改 正 後	現 行
<p>置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>① <u>イ.</u> 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び<u>ロ.</u> 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は<u>ハ.</u> 報告基準日における「<u>経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合</u>その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>② 経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度以降において、上記①の<u>イ</u>及び<u>ロ</u>の実績、又は<u>ハ</u>の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</p> <p>① <u>ア.</u> 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び<u>イ.</u> 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は<u>ウ.</u> 報告基準日における「<u>経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合</u>」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>② 経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度以降において、上記①の<u>ア</u>及び<u>イ</u>の実績、又は<u>ウ</u>の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>Ⅲ－4－11－8 申請金融機関等が提出する実施計画の認定等に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第34条の10に規定する実施計画の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 金融機能強化命令別紙様式第六号の二第5. 1（記載上の注意）に規定する「<u>経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標</u>」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、実施計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする（Ⅲ－4－11－1（2）（注1）及び（注2）参照）。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－4－11－8 申請金融機関等が提出する実施計画の認定等に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第34条の10に規定する実施計画の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 金融機能強化命令別紙様式第六号の二第5. 1（記載上の注意）に規定する「<u>経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合</u>」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、実施計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする（Ⅲ－4－11－1（2）（注1）及び（注2）参照）。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>